

平成 26 年度エコタウン等高度化モデル事業公募要領

1 事業概要

平成 25 年 5 月に第三次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3R の推進など国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくことが定められました。

第三次循環型社会形成推進基本計画では、エコタウン事業により整備したリサイクル施設の有効活用や、循環資源を収集する側と循環資源を活用する側との連携を図ることとされていますが、これまでの調査で、安定的な循環資源の調達等について、多くのエコタウン施設が課題を抱えていることがわかってきました。

そこで、循環資源の調達や再生資源の供給先の確保が困難であるなどの問題に直面しているエコタウン等の静脈施設が集積した地域を対象に、資源循環の安定化によって既存施設の能力を最大限活用するためのモデル的な実証事業を行います。

なお、本事業は単年度事業です。

2 応募要件

次のうちいずれかに該当する者とします。

(1) エコタウン等を有する自治体

(2) エコタウン等において循環産業に取り組んでいる事業者

「エコタウン等」とは「エコタウン」又はエコタウン以外で静脈施設が集積している地域をいいます。

事業者による申請の場合には、立地する地域の自治体に実施計画の概要を報告した上で申請することとし、特にエコタウン承認地域においては、エコタウンプランに適合していることを要件とします。

3 応募方法

(1) 応募様式

別添の応募様式 1 及び 2 に記入してください。また、枚数は、おおむね A4 片面 2 ~ 3 枚程度までとします。

(2) 応募期間

平成 26 年 8 月 8 日 (金) 16 : 00 から

平成 26 年 9 月 19 日 (金) 17 : 00 まで

(3) 応募方法

応募期限までに、応募様式 1 及び 2 を事項の担当者あて郵送するとともに、応募様式データをメール送付してください (押印した応募様式 1 についてはスキャンしたデータを PDF 形式でお送りください)。応募期限を過ぎますと受理できませんので、ご注意ください。

(4) 応募書類提出先及びお問い合わせ先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 リサイクル推進室 清水・高橋
所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-3581-3351（内線6829）
MAIL：HIROKI_TAKAHASHI@env.go.jp

4 事業対象予算費目

(1) 公募上限金額は1件当たり15,000千円(税抜き)とし、備品の計上は不可とします。
(採択予定件数：3件程度)

(2) 予算費目については、次のとおりとします。

人件費、人材派遣費、謝金、旅費、印刷製本費、借料・損料、会議費、外注費(分析費等)、複写費 その他必要と認められる経費(都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。)
備品購入や施設整備など、事業終了後に財産となるような支出はできませんので、ご留意ください。5万円を超える物品の計上は不可とします。

5 モデル事業の内容

(1) モデル事業概要

エコタウン等の静脈施設が集積した地域を対象に、資源循環の安定化によって既存施設の能力を最大限活用するためのモデル事業を実施します。

(2) 事業テーマ例

通常の廃棄物処理に比べ、既存の静脈施設を最大限に活用することによって、高い環境保全効果を生み出すことを前提に、エコタウン等における循環資源の調達及び再生資源の供給の円滑化に資するモデルプランを立案し、その実証及び効果の検証を行います。

例えば、

- ・エコタウン事業者間連携による輸送効率化
- ・販路開拓や、新製品開発等の循環産業が自ら動脈化を行う事業
(廃食品、建設廃棄物、汚泥等を扱う循環産業がこれらを原料として自ら製品生産を行う等)
- ・循環産業によるエネルギー供給サービスの展開

といったものが考えられます(上記はあくまで一例です)。

なお、自治体の新たな廃棄物政策と結びつけたプランも対象とします。

(3) 重点募集テーマ

今回の公募では、エコタウンの地域循環圏拠点形成の促進を図るため、循環資源の地域内循環や、循環資源の特性に応じた規模での地域内連携などによって循環産業を生み出していくようなテーマを重点的に募集します。

(4) 同時期に公募を行う「エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり補助金事業」との区分けの考え方について

本要領において公募している高度化モデル事業と8月下旬頃に公募予定のエコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり補助金事業（以下「低炭素地域づくり補助金事業」といいます。）との区分けの考え方は次の通りとします。

また、申請のあった事業の性質に鑑み、申請者に対し、もう一方の事業への御応募を案内することがあります。不明な点は御相談ください。

区分けの考え方（事業の性質に対する各事業への適合性）

事業の性質	高度化モデル事業 （採択予定件数：3件程度）	低炭素地域づくり補助金事業 （採択予定件数：8件程度）
モデル事業的性格を有する		
CO2削減効果が高い		
将来的に施設整備に繋がる		
FS調査や事業化計画の策定を直接の目的としている		

…より適合性がある

…適合性がある

…案件によっては適合性がある

…高度化モデル事業については、前項のとおり地域循環圏の拠点形成に資するテーマを重点的に募集しているため、CO2削減効果については直接の評価対象とはなりません。

6 審査方法

外部審査委員会（書面審査）によって、事業を行う自治体及び事業者を選定します。選定結果は申請者に通知します。

また、審査結果や予算の都合等により、事業の内容を全て実施できないことがあります。なお、今回申請する事業が既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容重複部分の費用計上はできません。

7 審査における評価項目

以下の観点により、外部審査委員会が申請書を評価し、選定を行います。なお、選定過程において、申請者に追加資料等の作成を依頼する場合があります。

- ・エコタウン高度化に資するテーマとなっているか（自治体のエコタウンプラン等の計画との適合性はあるか）
- ・実現性
- ・新規性
- ・廃棄物処理事業としての実効性（既存の静脈施設事業に比べ、高い再資源化率や環境保全効果を生み出すことが可能か、等）
- ・静脈拠点事業としての実効性（既存の静脈施設事業に比べて、事業間の連携や地域

活性効果が生まれるか、等)

- ・ 具体性
- ・ 事業実施体制
- ・ 予算計画の適正性

8 事業の実施方法

(1) 自治体を実施する事業

別途国が契約した請負業者（コンサル会社等）が調査や事業進捗管理、資料作成、考察等を行います。

(2) 事業者が実施する事業

国が事業者と直接随意契約を取り交わし、事業管理は事業者が自ら行います。別途国が契約した請負業者（コンサル会社等）は事業の進捗を把握し、必要に応じて事業者に対して指示を行います。

なお、(1)(2)共にエコタウン検討委員会及びワーキンググループを開催し、定期的に事業の進捗報告を行うものとしします。